

戦国期社会における錢貨と基準額

— 筑前・豊前両国を中心に —

本 多 博 之

はじめに

一三・一四世紀に隆盛をきわめた、中国渡来錢を中心とするわが国の錢貨流通経済は、一五世紀後半に突如混乱に直面する。いかなる錢貨も等価値で通用する原則が崩れ、異なる錢貨間に品位差が生じ、低品位・低価値とみなされた錢貨の受領忌避といふ行為が錢貨授受の際に発生する。いわゆる「撰錢」の発生である。そして、錢貨間に品位差が生まれ、「撰錢」が広まった結果、良質の錢貨が標準的な錢貨として社会に認知される一方、低品位の錢貨が比価をもつて使用されるようになる。これが打歩・プレミアムを付しての使用であり、その傾向はやがて標準的な錢貨による額が基準額となり、低品位の錢貨での使用がやはり相応の換算による相当額として通用する社会現象を生む。

すでに筆者は、戦国大名毛利氏の貨幣政策を解明する前提として、大内氏時代の錢貨通用を取り上げ、錢貨の種類とその額に注目することによつて、撰錢をめぐる諸階層の動向と精銭の性格という二つの観

点からその実態を明らかにした。⁽¹⁾ すなわち、大内氏支配下の領国に頻出する「清料」額は必ずしも精銭そのものの額を示すのではなく、基準銭たる精銭で見積もられた基準額であり、実際は多くの場合、低位銭貨である「並銭」での相当額が通用していたこと、そして戦国大名毛利氏は前代すでに成立していたこれら基準額を「古銭」額として繼承し、領国支配を進める上で基礎としていたことを明らかにした。ただそこでは、戦国・豊臣期における毛利氏の貨幣政策を論じることに主眼を置いたため、大内氏時代の錢貨通用の実態については、その前提として必要な範囲で述べるにとどまつた。したがつて、一六世紀前半の戦国期社会における錢貨通用の実態そのものを理解するためにも、あらためて大内氏時代に焦点をあてたい。その際、錢貨に関する史料は量的に少ないものの、当該期の錢貨通用の特徴を知ることができる筑前国と、錢貨の在地における流通状況、特に錢貨をめぐる諸階層の動向が具体的にわかることで、從来から研究対象とされ、前稿でも取り上げた豊前国、これらかつて大内氏の支配下にあつた両国を

対象地域として右の課題を検討したい。こうした方法論を採用したのは、錢貨史料を全国規模で収集して検討することも確かに重要だが、

錢貨流通やそれをめぐる諸階層の動向を実態に即して理解するためには、対象地域をある程度限定することが、錢貨流通や通用慣行の「地域性」の存在を想定した場合、より有効な方法と考えるからである。

さて、もう一つの視角は石高制の成立と基準額の関係である。年貢代錢納には様々な形態があるが、田地には石高、畠地や屋敷には貢文高が付されるのが一般的であり、たとえば戦国期の土地台帳には田地の分米とともに畠地・屋敷の分錢表記が見受けられる。その場合、これららの分錢は、分米とともに年貢収納のための基準数値であり、その意味で年貢収納基準額と言える。しかし、これら分錢も、ほぼ豊臣政権期には畠地・屋敷に分米が付されることで、石高の中に次第に吸収され、最終的には石高が権力編成のための唯一の基本数値となり、いわゆる石高制が成立する。したがって、かつて年貢収納の一端を担つていた錢貨および錢貨額が、いかなる過程を経て石高に收敛していくかを明らかにすることは、権力編成の基本原理としての石高制の成立を錢貨の面から解明することになろう。

そこで本稿では、戦国期の大内氏支配下の筑前・豊前両国を主な対象地域として、基準額「清料」の存在形態と実際の錢貨通用の実態を大名権力と在地勢力の対抗関係のなかで明らかにするとともに、この基準額「清料」が権力編成の基本原理である石高のなかに包摂されいく過程を探ることにより、錢貨の観点から石高制の成立について論じたい。

じたい。 — 錢貨収納における基準額と換算値 —

本章では、戦国期の筑前国における錢貨収納の仕組みを示す史料を紹介し、当該期における錢納の実態を明らかにするとともに、その錢納方法をめぐって発生した事件を素材に、錢貨収納と地域社会の関係について具体的に検討したい。

まず、筑前国早良郡脇山地方における錢貨収納の一事例について紹介したい。

〔註引〕

案文 大河内殿へ

御領分広瀬村紺屋名事、依有子細、近年御領主被召放候処、護聖院様對御領主被添尊意、案堵之儀被仰付候、誠忝候、就夫為御礼當料武貢文、大河内殿へ進上仕候、然者、年貢辻參斗代參段・壹斗八升代參反、右壹斗八升代事者、夫錢之外^仁券注錢小俵米無無沙汰可納申候、夫錢事者、清料五文分當料七文はん、年中四度まハリ廿五名御百姓衆並可納申候、此外護聖院江月夫錢堅固可納申候、右条々無沙汰又違乱之儀申候者、彼下地事、別作人ニ被仰付候共、一口之儀申間敷候、紺屋一名并南名内大称壹反、以上六段事、子にて候又四郎ニ申付候、大称の事者、壹段ニ相当之公事足并夫錢年中二當料九十文可答申候、無沙汰有間敷候、仍一筆如件

鳥銅新兵衛尉

天文十七年二月十六日 俊久（花押影）

大河内吉松殿 進上

この史料⁽³⁾は、鳥銅俊久なる人物が、「護聖院様」の「御領主」への働き掛けによつて広瀬村紺屋名を安堵されたことに対し、礼を述べるとともに、年貢などの収納内容を詳細に明記してその履行を誓約したものである。その場合、「護聖院」が博多聖福寺の塔頭であることから、「御領主」とはまさに聖福寺のことであり、しかも安堵されたのは史料中の「別作人」という文言から（下）作職と考えられる。なお、宛名として見える「大河内吉松」なる人物は、「護聖院」に近い立場の者と推測されるが、詳細については不明である。当該期の筑前国早良郡脇山地方は、背振山東門寺の強い影響下にあり、そこでは複数の地侍（小領主）の存在が知られる。⁽⁴⁾ここに見える鳥銅氏はその一人であり、早良郡各所に点在し、脇山にも存在した博多聖福寺領の権益にも関与していた状況がうかがえる。⁽⁵⁾

さて、この史料で注目されるのは、領主に対して年貢のほかに、「夫銭」を「清料五文分当料七文はん」という基準で年四度、「廿五名御百姓衆並」に収納するという旨の誓約文言である。また、「大祢」一反分の「公事足并夫銭」として年に「当料」九〇文を収納し、さらにこのたびの謝礼として大河内吉松に「当料」二貫文を渡した事実が確認される。

これらのうち、謝礼の「当料」二貫文は実際に大河内氏に進呈した

内容であり、また公事足・夫銭の収納規定である年額「当料」九〇文も同様に実際の納入予定額と推定される。そして、これらのこととふまえるならば、「御領主」に対する夫銭納入規定として見られる「清料五文分当料七文はん」という表現は、清料五文分を当料七文半の換算で収納する、すなわち、「清料」で定められた額の一・五倍を実際の納入額とすることを示したものと思われる。

ここに、夫銭などの収納額が、「清料」で見積もられた「清料」額を基準としつつも、実際は一定の換算基準のもと、「当料」額で動き、しかもその換算基準は、「廿五名御百姓衆並」という表現からもわかるよう、筑前国早良郡脇山地方における地域慣行であったと理解されるのである。

では、この脇山地方でほぼ同じ時期に発生した事件について更に検討したい。

〔案文〕

態令啓上候、仍當郡中諸納錢之事、何茂清料一和利半之辻以諸鄉被致其答候之處、限脇山之郷、和利を余郷ニ相替被仰付候、御百姓中致迷惑候、此等之次第、於連々雖遂愁訴候、如何候、被成御分別候哉、尓今兎角之儀、御返事不被仰聞候、無御心元存候、當國之儀者、近年就御弓矢之儀、諸郷致辛劳候、就天下村辻大郷之儀者、去一両年者、御土貢之内過分之被成御扶持在所多々候、御存知之前候、以御分別、右一ヶ条愁訴之儀可預御取合候、奉頼候、

恐惶謹言

卯月廿一日

鳥飼対馬守俊久

馬田将左衛門尉久次

結城刑部丞庚実

「執行出雲入道殿人々中御百姓中」

ここに鳥飼俊久と並んで発給人として見える馬田・結城両名は、鳥飼氏と同様、脇山地方の地侍であり、彼らは「脇山之郷」を代表して郷内の意見を主張する立場にあつたと考えられる。そして、内容としては、「当郡中諸納錢」つまり筑前国早良郡における種々の収納錢に関する、これまで「清料一和利半」の基準で諸郷が収納を果たしているところ、「脇山之郷」に限つては、「和利」を「余郷」とは異なつて命じられたことにより、「御百姓中」が迷惑し、これまで頻りに愁訴したにもかかわらず、未だに回答がないため、あらためて実情を述べて愁訴したものである。

奥裏書に宛名として見える「執行出雲入道」は、人物を特定することができないが、同時期の鳥飼俊久の出奉米借状の宛所に「執行雷訓」とあることなどから、脇山地方の領主である背振山東門寺に所属する人物（「山上役人」とも称される）と推測される。⁽³⁾ したがって、「当郡中諸納錢」という筑前国早良郡の一郡規模で諸郷から収納される錢、これは郡代のもとに収納される性格のものと推測されるが、脇山郷では年貢などと一緒にまずは東門寺のもとに収納され、そして東門寺から郡代のもとへ納められる仕組みであつたと理解される。

また、この文書の作成年代については、「鳥飼対馬守俊久」とあるよ

うに、前掲文書の「新兵衛尉」から「対馬守」への呼称の変化が認められるので、天文十七年より後のものであることは間違いないが、時期を特定することは難しい。文中に「当國之儀者、近年就御弓矢之儀」⁽⁴⁾ という表現があるが、具体的に何を指すのかは不明である。ただ、天文廿四年（一五五五）三月廿三日付けの文書に「鳥飼対馬守俊久」の署名があるので、その前後の時期のものと思われる。⁽⁵⁾

さて、この文書の中心部分は、「当郡中諸納錢」について諸郷の納入基準、つまり地域慣行としての収納基準があつたにもかかわらず、脇山郷のみ異なつて適用されたために百姓中が困り、地侍らが郷を代表しての愁訴行動に及んだという経緯である。その場合、その収納基準である「清料一和利半」の意味が重要となつてくる。

すでに、前掲の史料で「清料」は基準額であり、「当料」は一定の換算値による実際の収納額であることを確認したが、ここに見える「和利」は、この「清料」から「当料」への換算値と理解される。すなわちこれは、筆者が毛利氏領国の事例をもとに明らかにした、大内氏時代から引き継がれた「清料」あるいは「古錢」額を現行の通用額である「当料」額に換算するための換算値と同質のものと理解される。⁽⁶⁾ そして「一和利半」とは、防長両国などの事例から、一・五倍を意味すると言えて間違ひなかろう。

そうすると、これは先に見た脇山地方における夫料の収納基準「清料五文分当料七文はん」とまさしく一致するのであり、それが「当郡中諸納錢」の収納基準であつたということは、当時この基準が単に郷

の領域にとどまらず早良郡全体に及ぶ地域慣行（在地秩序）であったことを推測させる。したがつて、こうした状況下、周辺郷とは異なる換算値「和利」での収納を命じられたことに対するして、脇山の地侍らは不公平を感じ、愁訴行動に踏み切つたものと理解される。

このように、天文年間には「清料」が基準類的性格をもつて成立⁽¹⁾していたのであり、「清料」基準の「和利」換算による「当料」収納という仕組みが防長両国以外にも地域慣行としてすでに存在していたのである。

「当郡中諸納錢」とは、郡代を通じて大名権力にもつながる税体系の錢である。こうした、一郡規模（一国規模かもしれないが）での広域的な賦課は、本来同じ収納基準であることが十分に予想されるのであり、周辺郷の実情をふまえたうえで地侍らは郷内の結束をもつて領主東門寺に対して愁訴を試みたものと言える。そしてそこには、「清料」基準の「当料」収納の地域慣行とともに、「和利」をめぐる諸階層間の対抗関係がうかがえる。

では、現行の通用額として現われ、しかも実際通用する錢貨とも推測される「当料」とは具体的にどのようなものであろうか。筑前国内の事例でさらに考察したい。

⑤ その場合に参考となるのが、博多聖福寺所蔵の「安山借屋牒」⁽²⁾に見える文言である。「安山借屋牒」とは、聖福寺支配下の屋敷について、その借屋主と間口間数のほか、地料とともに「山口夫」・「小夫錢」などの錢納額が記載されたものである。このうち、「山口夫」（大山口夫）・

「小夫錢」（小山口夫）は、周防国山口の大内氏への夫役が代錢納化したものであり、聖福寺がいつたん夫料を借屋人から徴収し、大内氏に一括して上納したものと理解されている。⁽³⁾また、「安山借屋牒」の奥書が元亀三年（一五七二）に復したものであることがわかるが、内容としては天文十二年（一五四三）の年紀があり、天文年間のものと推測される。

そして注目されるのは、冒頭部分に「此帳者黒錢之時也、上古者精々也、精二百文ヲ展テ此帳ニテ參百文也」と記されていることである。これは、この帳簿の数字が「黒錢」の時のものであり、古くは「精々」であつたものを新たに「黒錢」で換算し直したものと読みとれる。この場合の「黒錢」であるが、博多における存在形態は不明ながらも、肥後国人吉の領主相良氏が明応二年（一四九三）に発令した、いわゆる「相良氏法度」第五条に「惡錢之時之買地之事、十貫字大鳥四貫文にて可被請、黒錢十貫文之時者、可為五貫」とあるのが参考となろう。この条文は、惡錢を使って支払われた土地を売主が取り戻す際に必要な精錢の額、すなわち惡錢と精錢の交換レートを公定したものと理解されているが、その解釈についてはいまだ定説をみていない。解釈の分かれ道は、「字大鳥」なる錢貨を惡錢とみるか精錢とみるかであり、前者の場合は惡錢「字大鳥」一〇貫文が精錢四貫文で「黒錢」一〇貫文が精錢五貫文という解釈となり、後者の場合は惡錢一〇貫文が精錢

〔1〕 「字大鳥」四貫文で「黒錢」一〇貫文が精錢「字大鳥」五貫文という

解釈となる。しかし、「字大鳥」が悪銭・精銭のいずれであろうと、「黒銭」なる銭貨が精銭より品位の劣る銭貨であり、しかも精銭の半分の価値と評価されていることは間違いない。したがつて、「黒銭」なる銭貨は低品位の流通銭と考えることができよう。

以上のことふまえて、「安山借屋牒」の記述をあらためて検討するならば、「上古」の「精」銭二〇〇文を、この帳簿では「黒銭」三〇〇文と換算しており、これは旧来の精銭額を現行通用銭貨で換算し直した額を示すものと考えられ、しかも「精」銭額から「黒銭」額への換算値が一・五倍であることは、前述した筑前国早良郡における「清料」から「当料」への換算値が「一和利半」(一・五倍)であったことと見事に符合する。偶然の一一致と考えることもできるが、その一方で天文年間、筑前国内の早良郡脇山地方から博多部にかけての広い範囲で、「清料」額の一・五倍が実際の通用額（「当料」額）という地域慣行が存在していたという見方もできる。そしてその場合は、「黒銭」なる銭貨を、当該期「当料」として一般に流通・通用していた銭貨として想定できる。また、「上古」の「精」という表現からは、かつて設定されて天文年間まで継承されていた基準額としての精銭額（「清料」額）の存在を想起させ、「安山借屋牒」はそれを現行の通用額に換算した結果を記したものと考えることができる。

このように、戦国期（天文年間）の筑前国では、夫銭などの収納が「清料」額を基準に、実際はそれに相当する額が「当料」額として、一定の換算値「和利」のもと、現行通用銭貨によって果たされていた

ことが確認され、毛利氏支配下の防長両国で見られた状況が筑前国でも前代の大内氏時代、すでに存在していたことがわかる。そして、こうした銭貨収納の仕組みが存在する以上、「和利」の数値は銭貨授受の当事者、とりわけ銭貨を納入する側にとつては重要な意味を持ち、周囲の状況に常に関心を払い、納得しがたい「和利」の適用に対しても、生活防衛の立場から断固として抵抗する姿勢を見せた。ここに、当該期における銭貨収納の特徴と、それをめぐる諸階層間の対抗関係がうかがえるのである。

二 銭貨をめぐる大名権力と地域社会

本章では、戦国期の在地における銭貨史料が比較的豊富なことで、従来からたびたび研究対象として取り上げられてきた豊前国の事例をあらためて取り上げ、一章の筑前国の場合で明らかにした諸事実をふまえ、在地における銭貨通用の実態を、大名権力の銭貨政策と在地勢力の対応といった観点から具体的に明らかにしたい。

1 在地における銭貨通用

延徳四年（一四九二）三月に豊前国内の郡代や段銭奉行の面々に対して発令された大内氏の禁令では、「豊前國中惡錢事、近年被禁遏之處、動令犯用之、剩去年以來者、偏受用流布云々」として、「市中売買之場」において惡錢を使用した者の捕縛と銭貨の没収という厳しい措置を命

じて⁽¹⁵⁾いるが、これは豊前国内で從来から規制していた「惡錢」の流通がこの頃一層顯著になり、一般の商取引においても盛んに用いられていた状況を物語るものである。そして實際、同國では延徳年間以降、史料上、多様な錢貨表現が登場し、錢貨授受をめぐる問題が発生している。こうした錢貨表現の多様化は、流通に參加した低品位錢貨に対する撰錢の過程で生じたものと見られるが、豊前國の場合、良質の錢貨である「清錢」「清料」に対して、明らかに低品位と思われる「惡錢」「並錢」という錢貨表現があり、そのほかにも同様に低品位でありながら、国内の在地レベルでは一般に流通・通用していたと思われる「國錢」「國並錢」、さらには「荒錢」などの名称が確認できる。⁽¹⁶⁾

これら様々に表現される個々の錢貨が實際どのような形状の錢貨であつたのか、實際の出土錢貨との対応關係が特定できない現状では具体的には不明だが、少なくとも豊前国内において、流通・通用する各種錢貨をこれら様々な表現で區別していたことは紛れもない事実であり、文献史学の立場としては、錢貨實体との対應關係はともかくとして、錢貨表現の差に即して當該期の錢貨通用の実像に迫る必要があると考える。

さて、戦国期の豊前国における錢貨通用については、大内氏支配下の宇佐八幡宮に関する神事料や下作職の史料を利用してすでに検討したことがある⁽¹⁷⁾。その結果、「清料」表示額は必ずしも「清錢」そのものの額を示すのではなく、基準錢たる「清錢」で見積もられた特定料物の基準額と言うべきものであり、實際には種々の比価のもとに算出さ

れた「並錢」による相當額が通用していたこと、しかもこうした実態は、撰錢をめぐる領主対地下の対抗關係を反映し、撰錢禁止を錢貨政策の一つの柱とする大内氏が、下行錢貨には「並錢」を使用しながら取得錢貨で撰錢を命じたのも、精錢獲得というまさに当該期における領主的本質を露呈したものと結論づけた。

そこで、前章の筑前國の事例をふまえながら、戦国期の豊前国内における大名権力の錢貨政策と在地での錢貨通用について、あらためて検討し直したい。

まず、「清料」基準の「並錢」通用といった仕組みを規定している在地の実態について具体的に見たい。

豊前國上毛郡の在地領主緒方氏は、天文十六年（一五四七）から急速に下作職を集積し、同二十四年（一五五五）には給主となり、以後永祿年間にかけてその地位を維持するが、その緒方右京進矩盛が天文二十四年正月十八日付で「為上覽」として作成した給地坪付が残されている⁽¹⁸⁾。そして、この坪付に数多く登場する「定錢」は、実は宇佐宮領では一般に「加地子」を意味しており、下作職の成立に伴つて定額化したものとして理解されている⁽¹⁹⁾。しかも、永祿七年（一五六四）七月の下作錢譲状においても額の繼承が認められる⁽²⁰⁾、これら「定錢」は、下作職の集積過程を示す個々の売券の記述から、段錢と同様、「清料」額であつたことが判明する⁽²¹⁾が、更に検討を加えると、それらが実は「並錢」で収納されていた事實を確認することができる⁽²²⁾。したがつて、「加地子」は定額化し、「清料」額として繼承されながら、實際は「並錢」

で収納されていたと考えられるのである。

また、大永三年（一五二三）に給主の代理人である通津頼勝と名主職の所有者である成恒氏種の両名が大内氏の中権奉行人である吉見備中守（弘頼）に提出した下毛郡実得時元井大石寺両名坪付注文では、

島の定錢が「並（錢）」で示されており、それは後の天文七・八年においても、内容・額とも同じである⁽²³⁾。すなわちこの場合は、もともと「並錢」で収納され、しかもその額が継承されていたことになる。

これらの事実からわかることは、収納錢が定額化し、「清料」額で表示される傾向があつた一方、そうした「清料」基準額があろうとなかろうと、在地社会においては基本的に収納が「並錢」によつて果たされていた状況を推測させる。そこで、こうした在地における収納錢の実態を、同国下毛郡宮時荘の事例で具体的に検証したい。

本貫地を宇佐郡向野郷永弘名とし、宇佐八幡宮の「番長職」として御供米の徵収や下宮の修營等に責任を持ち、神事運営を経済面から執行する立場にあつた永弘氏が、宮時荘を是恒名とともに大内氏から給与されたのは文亀年間のことである。彼は、在地の名主層を通じて土貢等の収納にあたるが、永正年間以降、この名主層からの土貢獲得が次第に困難となつてくる。その背景には、彼らが大内氏の豊前国守護代杉氏一族と散り懸り的に被官関係を形成する状況があつた。⁽²⁴⁾

当時、財政窮乏状態にあつた宇佐宮は、所持する下作職を担保に在地領主層より借米・借錢をするが、それも多くの場合返済不能となるため、宇佐宮側は下作職に対する権利を手放し、結果として在地領主

のもとに下作職が集積されることになる。

こうした状況を、錢貨関係の史料で確認したい。

下毛之郡宮時之庄正税沙汰名々分□⁽²⁵⁾

合

六百五十文 近宗名 廣津方

壱貫百文 六郎名 大畠平右衛門尉

八百文 貞末名 友枝千若丸

六百五十文 門之名 大畠修理之亮

五百文 次郎丸名 久經弥六郎

大畠形部丞

壱貫文 今吉名 彦右衛門

三百文 大江津良名 蟻瀬大藏之尉

以上壱貫文並錢

□正十四歳丁丑九月廿一日

この史料⁽²⁶⁾は、永正十四年（一五一七）九月の時点における宮時荘各名主の「正税」負担額を示したものである。これによると、名主それぞれの負担額はその合計額の表記「壱貫文並錢」に見られるように、すべて「並錢」額であり、それ故に宮時荘の「正税」は各名主から「並錢」で永弘氏のもとに収納されていたことがわかる。また、ここに名主として見える者の多くは、豊前国守護代杉氏に被官化しており、当時、財政窮乏状態にあつた永弘氏ら宇佐宮関係者は、こうした名主から「正税」を担保に借錢していたことになる。では、その借用状況

および返済方法はどうであつたのか。

借用申料足事

合式貰文者

右、百文^仁荒銭參拾文指の並銭也、今月より加六文字返弁可申候、若無沙汰候者、彼料足本子返弁申する間、寺家分宮時之内、六郎名并貞末名正税銭壹貫九百文、当年十二月までの利平本子式貫六百文ニ成候、悉皆済可申候、万一候者、彼両名正税銭可有御進退候、残而未進七百文ニハ、又正月より加利分來年収納時分皆々納可申候、如此申談候上者、御徳政興行、又者如何躊躇なる新御法共、不可有相違之状、如件

御供所番長大夫

永正拾六年己卯八月三日 重行(花押)

大畠大膳亮殿

すなわち、この借用⁽²⁵⁾状によると、永弘重行が大畠大膳亮なる人物から二貫文の銭を月六分の利子で八月から十二月までの五ヶ月間、借用していることがわかる。その際、元利合計二貫六〇〇文の担保として、「六郎名并貞末名正税銭」の一貫九〇〇文をあてており、もし返済できない場合は「兩名正税銭」の権利を譲渡し、残る七〇〇文についても正月から利子を加えて来年の収納時における皆済を約束している。この場合、「六郎名并貞末名正税銭」の一貫九〇〇文とは、先に見た正税徵符の「壹貫百文 六郎名」と「八百文 貞末名」とを合わせたものに該当し、しかもそれは「並銭」額であり、以上から、借錢の担保

に「正税銭」があてられ、借錢・担保とともに「並銭」額で動いている状況を確認できたのである。

そして注目すべきは、その借錢内容が「百文^仁荒銭參拾文指の並銭也」と述べられている点である。これと同様の表現に、大永三年(一五二三)五月十八日付永弘重行料足借用⁽²⁷⁾状に見える「合宅貰文者定當世卅さし」がある。これらは同じ状況を示すものと考えられ、低品位と推測される「荒銭」あるいは「當世(錢)」三〇文を一縷(さし)一〇〇文中に含む一般流通銭を當時「並銭」と称したことがわかるが、これがまた国内の一般流通銭と思われる「國錢」あるいは「國並銭」と称されるものと同様のものであつたと推測される。安芸国では天文年間、「當時通世錢」「當國諸賣買錢」と称される錢貨が収納銭として郷村(厳島社領佐西郡山里)の刀祢らによつて使用されており、それを「悪料」として受け取りを拒否する厳島社との間で紛争が生じて⁽²⁸⁾いるが、豊前国における「國(並)銭」はこれと同じ性格の錢貨であり、低品位ながらも地域経済圏で十分に流通・通用するものであつたと理解される。このように、在地では、年貢正税やそれを担保とする借錢が「荒銭」を含む「並銭」額のもとで動いていたのであり、そこには「清銭」「清料」を基準とする状況は認められない。すなわち、在地社会においては、一般に「並銭」そのものが、その額とともに取引対象とされているのであり、それこそが在地における錢貨通用の実態であつたと考えられる。

こうしたことは、他の事例からも推測される。たとえば、永正四年

(一五〇七) 頃、給主伊佐弘滋と下作職所持者成恒雅楽允との間で、(周防国) 山口までの二十日分の「夫料」(「屋敷五段分」)が「並錢」二貫文と定められていたこと。⁽²³⁾また、永正十八年(一五二一)八月廿日、宮時荘の名主久恒氏が永弘氏から同荘の前年分の公事錢を引き当てて受け取った「出舉米(錢)」二貫文が「なミ」錢であつたこと。⁽²⁴⁾さらに永正九年(一五一二)には永弘領の下毛郡本自見名算用目録において、田地六町三段廿代の「夫錢」が年中二貫五二〇文「惡錢」とされていたことなどが挙げられる。

このように豊前国では、低品位錢貨の流通への参加で流通錢貨が多様化し、しかも撰錢の進行により良質錢貨「清料」が基準錢化した結果、収納錢が定額化して「清料」による収納基準額が成立した。しかし、そうした「清料」基準額の有無に問わらず、年貢正税やそれを担保とする借錢が「荒錢」を含む「並錢」額のもとで動いていた事例からわかるように、在地においては、低品位錢貨である「並錢」がその額とともに取引対象となっていたのであり、これは「清料」基準の「並錢」取引も含めて、錢貨取引上での「清料」に対する「並錢」の優位性を示すものと理解できるのである。⁽²⁵⁾

2 大名権力の錢貨政策と「和利」

前節で見た在地社会における「並錢」の錢貨通用面での優位性に対し、あらためて大名権力による錢貨収納、つまり大名財政に深く関わる事例について検討したい。

まず、段錢である。これは、原則として「清料」基準で賦課徵収され、特に豊前国内では段別「清料」八〇文の収納が地域慣行(「郡並」となつており、大内氏も守護代・郡代あるいは段錢奉行に対して、「撰錢」での収納を命じている。ただその一方で、抱えた所領の「清料」基準の段錢を「並錢」額で納入することを永弘氏に請け負っている樋田吉氏・同八郎の事例もあり、在地における段錢徵収も實際は「並錢」で行われていた状況も十分に考えられる。したがって、段錢を郡代や段錢奉行に直接納入する立場にあつた、たとえば永弘氏に、大名権力側の思惑と在地における錢貨通用の実態との矛盾が、まさに集中する形となつていたものと推測される。

次に、大内氏が利潤獲得を目的として公金を貸し付ける「御預錢」(「御公錢」)だが、やはりこれも大内氏によつて「清料」基準で貸し付けられ、しかも「撰錢」での収納が強く求められていた。そこで以下、段錢と同様、大名財政に深く関わる「御預錢」(「御公錢」)を素材として、大名権力側(郡代)と在地側(宇佐宮)の両者間で繰り広げられた錢貨授受の問題について検討したい。

為御公錢從佐田大膳亮殿被預ケ分配當帳之事

合宅貫五百文者清目足

但永樂廿さし

自見

二百文
太郎右衛門

自見

益永方之内

百文

以上

小七

右、配符如件

永正八年(庚午)正月十一日

番長
重幸(花押)

右の史料⁽³⁵⁾は、永正八年（一五一二）正月、宇佐郡代佐田大膳亮から預けられた「御公錢」を、永弘重幸が各方面に割付配分していることを示すものである。その際、総額一貫五〇〇文が「清目足」であり、しかもそれが「永樂廿さし」、すなわち一縦一〇〇文中に永樂錢二〇文を混入した「清錢」額であったことに留意したい。

そして、この御預錢の返済について、その後、大名権力側（郡代）は「撰錢」（つまり精錢）での返済を要求し、しかも「錢並之事者、已前渡進之候辻、御存知儀候間、不及申候」と、錢貨については預けた状態での返済を強く求めていた⁽³⁶⁾。そして、撰錢での返済を希望する理由を「芸・石・土佐之材木可被買下御用候」（安芸・石見・土佐国での材木購入）と述べており、これは領国を超えた遠隔地交易における需要を意味するものと理解されるため、当時の大名財政における精錢の重要性を知ることができるのである。

しかし、問題はこれに対する在地側（宇佐宮）の反応であり、さら

にはそれをふまえた大名権力側の対応、そしてその後の事件の展開である。そこでそれらについて更に見たい。

すなわち在地側は、（在京中の大内氏の）京都御奉書を後ろ盾に両度にわたつて「公錢弁済」を催促する郡代佐田氏に対し、「宮中衆御無力之砌候」として「國錢」による返済を求めたり、あるいは「社家迷惑此事候」として「並錢」での返済を行おうとしている⁽³⁷⁾。そしてその際注目されるのは、「和利之事、如御定法可預御取合候」と述べていることである。

この「和利」について、従来は「精錢と惡（並）錢とを結び、体系化する混入換算率法」と評されるように、「清錢」中に永樂錢など「惡錢」・「並錢」を取り混せる混入率法と解釈されていた⁽³⁸⁾。たとえば、杉興重の宇佐郡代佐田大膳亮に対する永正十三年（一五一六）八月十二日付の奉書案では、「就御段錢之儀、清錢・惡錢受用之段、巨細言上候、此之儀郡内地下要用分可用三和利錢事も可任民人心候、於御段錢者、如前々以撰錢可令收納旨、対上毛・下毛兩郡以前堅固被仰出候」と、段錢収納における「清錢」と「惡錢」の受用について、「段錢」については從来通りの「撰錢」、つまり精錢での収納を原則とするものの、「郡内地下要用分」については「三和利錢」を用いることを「民人心」に任せるものとして、上毛・下毛両郡と同様宇佐郡でも徹底することを大内氏の方針として通達しているが、ここに見える「三和利錢」を「清錢」中の「惡錢」混入率が三割であるものと理解している。その理解の前提には、大内氏が発令した文明十七年（一四八五）四月十五日付

の撰銭⁽⁴⁾に見える「段銭」では一〇〇文中に永楽・宣徳銭の一〇〇%混入を、「り銭并はい／＼銭」では一〇〇文中に永楽・宣徳銭の三〇%混入を命じた事例がある。そしてさらには、すでに取り上げた「御公銭」（御預銭）の「永楽廿さし」（永正八年）という表現や、借用状の「百文^仁荒銭参拾文指の並銭也」（永正十六年）あるいは「当世卅さし」（大永三年）の表現から「和利」は「清銭」中への「悪銭」混入率とされてきた。しかし、はたしてそうだろうか。

たとえば、前稿の防長両国、あるいは本稿第一章の筑前国の事例として、「和利」は混入率ではなく、「清料」基準額から「当料」額への換算値であることを確認した。しかも、本章で当時の豊前国内の状況を検討した結果、在地における「並銭」・「国（並）銭」・「悪銭」の「清銭」に対する通用優位の状況を確認できた。さらに、「御預銭」の事例からも、大名権力側の「撰銭」での返済要求に対し、在地側は「並銭」での返済を強く主張していたことがわかつた。以上をふまえるならば、豊前国における「和利」も、「清銭」額から「並銭」額への換算値と見てよいのではないか。

そもそも、大内氏の文明十七年令は永楽・宣徳銭といった明銭の（宋銭を中心とする精銭中への）混入率を示すものであり、明銭が一定の割合で混入された状態を精銭として取り扱っていることに注目すべきである。「永楽廿さし」という表現も、「御公銭」配布の際の永楽銭二〇%混入を示すものであるが、この場合も永楽銭を「清目足」として扱っている。つまり、一定の条件下で永楽銭は精銭に位置付けられて

いるのであり、これは低品位・低価値の錢貨として、「清銭」とは明確に区別された「並銭」「国（並）銭」「悪銭」とは基本的に異なる。

一方、先に見た借用状に登場する「百文^仁荒銭参拾文指の並銭也」とか「当世卅さし」といった表現は、在地で一般に流通・通用している「並銭」の状態を表現したものである。つまり、永楽銭などを混入した「清銭」と、荒銭を混入した「並銭」とは、本来次元の異なるものであり、それは「清銭」と「並銭」とがいわば別の錢貨体系を形成していたことを示唆するものである。永楽銭などの明銭は一定の混入率のもとで「清銭」として扱われ、「清銭」と同じ品位を保証されているが、「並銭」は「清銭」に対してあくまで低位に位置づけられている錢貨（群）である。したがって、両者は本来別次元のものであり、その意味からも両者の混用はありえない。しかも、そのことを裏付けるかのように、「清銭」中への「並銭」（悪銭）混入率を直接示す「和利」史料は、管見の限り見当らない。

そこで、注目すべきは、永正十三年（一五一六）三月廿三日付宇佐郡代佐田泰景公銭預り状案⁽⁴⁾である。それによると、宇佐宮側が「御公銭利平」三〇貫文を「並銭」で納めたところ、郡代は「依元錢撰銭、和利之沙汰未定也、就其相待京都御下知之条、先任現在預利置」とある。この意味は、「元銭」が「撰銭」つまり「清銭」であつたため、収納された「並銭」三〇貫文については「和利之沙汰」が「未定」のため、「京都御下知」、すなわち在京中の大内義興の判断が下るまで、まずは預かり置くというものである。

これは、換算値「和利」が未定では、「元銭」の「清銭」額に対する「並銭」での相当額が判断できない状況を述べたものと理解される。

そこには、「元銭」を「清銭」で預けて元利ともに「清銭」での返済を求める大名権力側に対し、在地側はあくまで「並銭」での納入を希望し、まずは利息分を相当額が不明ながらも「並銭」での返済を希望した様子がうかがえる。そして、こうした状況からは、「和利」が混入率を意味するとは思われない。むしろ、「清銭」の「並銭」への換算値と見た方がすつきりする。

したがって、永正十三年八月の杉興重奉書案に見える「三和利銭」も、「清銭」中に「悪銭」を二〇%混入した状態を示すのではなく、「清銭」額を三倍した額での「悪銭」使用について「可任民人心候」としているのではなかろうか。「和利」については、このように理解したい。さて、以上のように「和利」の解釈は異なるが、大名権力側の「清銭」要求と在地側の「並銭」「悪銭」使用要求という図式については、従来の理解と変わりない。大名権力は、「並銭」通用が優勢である在地状況に対する認識は持ちつつも、大名財政に直接関わる収納銭についてはやはり精銭にこだわった。したがって、段銭・御預銭などは「撰銭」という大名権力側の意向が強く打ち出され、それが「清銭」額基準の「並銭」通用といった在地慣行と真正面からぶつかることになった。そして、段銭については、精銭額での段別賦課基準をはじめとして大名側の精銭納要求がかなり強固であつたと理解される一方、段銭と同様、精銭での返済を大名側が強く求める「御預銭」については、

在地側も安易には妥協せず、その結果、事態は複雑な様相を呈したのである。その際、特に「和利」の数値については、「京都御下知」とから「並銭」と表現されていることが注目される。すなわち、「清銭」額（年貢収納）において自然に成立するものであつたとしても、段銭をはじめとする大名取得銭の収納形態が領国内における銭納基準となる傾向は強かつたと推測され、それ故に「和利」の設定や調整は統治権的支配権に属するものとして、銭納基準をめぐり紛争が発生した際などには、その最終的判断が公儀としての大名権力に求められたものと理解される。⁽⁴⁵⁾

このように、良質銭貨である「清銭」は、通用範囲が限定される低品位の銭貨（「並銭」など）に比べ、遠隔地交易においても利用価値が高く、それ故に在地において「並銭」通用が優勢との認識は持ちつつも、大名権力は財政的見地から精銭獲得に執着した。しかし、段銭の納入や御預銭の返済を行う立場としては、低品位銭貨が広く通用している在地社会の現状を背景に「和利」換算による「並銭」での納入を求めたのであり、そこに大名側の「清銭」要求と在地側の「並銭」納付要求という対抗関係が見られたのである。

三 年貢銭納の実態と石高制成立への展望

本章では、これまで明らかにした諸事実をふまえて、再び筑前国に

目を向け、特に年貢銭納の実態を確認するとともに、豊臣政権下の石高設定について検討することを通じて、錢貨の観点から石高制の成立について展望したい。

1 年貢銭納の実態

戦国期、検地帳をはじめとする年貢収納のための土地台帳では、田地には分米、畠地や屋敷には分銭が付されるのが一般的だが、筑前国では畠地の分銭が特に「清料」で表示されている事例を見ることができる。たとえば、筥崎宮領の「高木分坪付帳（天文ノ帳）」では、畠地分について、一筆ごとに所在地・面積・人名のほか、分銭が「清百文代」・「清八十文代」などと「清料」で表示されている。⁽⁴⁶⁾当該期の筑前国筥崎宮領は石清水八幡宮領（田中坊領）であったが、石清水八幡宮に送進される年貢の銭納基準は、こうした畠地一筆ごとの「清料」額が土台であつたと理解される。では、実際の年貢銭納はどうであつたのか。

この点について、「高木分」では年貢銭納の仕組みを示す史料はないが、同じ筥崎宮領の他の事例を検討することにより、ある程度の推測が可能である。

御還補之地新開分納不納事

（中 略）

同所分済銭納不納事

武拾三貫式百武拾三文 清料

三貫文 清料
雖目録ニ無之、右内給分ニ除之、

残式拾貫式百武拾三文 清料
當料ニ散用之也

三拾貫參百三十五文當料内

三貫文當料 社納之、五智輪院代宗賢大橋將監送状之前、
残式拾七貫參百三拾五文當料
未進之

參拾貫參百三拾五文當料
天文十年分、此外ニ給分除之、

并五拾七貫六百七拾文當料内
天文十年分、此外ニ給分除之、

四貫八百文當料 社納之、五智輪院代宗賢大橋將監送状之前、
残五拾式貫八百七拾文當料 未進之

三拾貫參百三拾五文當料
天文十一年分、此外ニ給分除之、

并八拾參貫式百五文當料
以上⁽⁴⁷⁾

まず、冒頭の「御還補之地」という文言であるが、当時筥崎宮領は筑前守護代杉興運やその被官らによつて、多くが代官請負となつており、これはそうした状態から筥崎宮に返還された所領を意味するものと思われ、この史料は「御還補之地」を直接支配する筥崎宮が、その「新開分」の年貢収納状況を石清水八幡宮側に報告したものと理解さ

天文九年分、五智輪院代仕渡目録之前、

天文九年分、五智輪院代仕渡目録之前、

れる。

史料の前半部では石高による数値が見受けられるが、右に掲げた後半部では「同所分済錢納不納事」として、天文九年分から同十一年分まで三年間にわたる年貢錢の納不納状況を具体的に知ることができる。それによると、まず最初に「天文九年分、五智輪院代仕渡目録之前」として「三貫二二三文が「清料」とあり、そのうち「給分」として三貫文「清料」が引き去られ、残り二〇貫二二三文がやはり「清料」と記されている。これにより、筥崎宮座主であった五智輪院（の代理）から石清水八幡宮側に渡されていた「目録」では、収納錢が「清料」額で記載されていたことがわかる。

そして注目されるのは、「給分」が差し引かれた残額である「清料」二〇貫二二三文が「当料」三〇貫三三五文にわざわざ換算されている点である。しかも、この三〇貫三三五文という「当料」額は天文九年分だけでなく、天文十年分および天文十一年分においても同額であり、この額をもとに社納分と未進分が計算されている。すなわち、五智輪院代である宗賢および大橋将監の「送状」で送進された社納分を三〇貫三三五文から差し引いた額が未進分となり、それ故に社納分・未進分ともに「当料」額となる。また、史料前半の石高記載の部分においても天文九年～十一年分は毎年一五石九升二合の同じ石高となつており、それから社納分（五智輪院代宗賢・政賢の「送状」と未進分が算出されている。

これらのことふまえると、「御還補之地新開分」では、石高現物納

とともに、年貢錢納が行われており、それは「目録」に記載された「清料」額を基準としながらも、実際には「当料」額に換算され、その「当料」額のもとで「送状」とともに送進された実際の社納分、そして残りの未進分が算出されていたのである。こうした仕組みは、この「御還補之地新開分」に限らず、島分錢を「清料」額としていた筥崎宮領ではみな同様で、これが年貢錢納の原則であつたと推測される。すなわち、島分錢の「清料」額に基づく錢納基準額があり、それが一定の値で換算されて実際の錢納額が「当料」額として算出され、その「当料」額数値のもとで会計処理される仕組みである。^{〔48〕}

しかも、この事例で注目されるのは錢納基準額として見える「清料」額（二〇貫二二三文）が実際の錢納額である「当料」額（三〇貫三三五文）に換算される際、数値上一・五倍となつている点である。時期が天文年間であることからも、一章でみた筑前国早良郡（脇山）における「郡中諸納錢」の換算値であつた「一和利半」や、博多聖福寺の「安山借屋牒」の冒頭部分の「精匁」から「黒錢」への換算値（一・五倍）と符合することが興味深い。これはすなわち、筑前国内で「清料」基準額から「当料」額への換算が年貢錢・夫錢をはじめとする錢納全般においても行われ、しかもその値が一国規模で同じであつたことを推測させるものである。

このように、戦国期筑前国内の筥崎宮領関係の土地台帳によると、畠地の分錢が一筆ごとに「清料」で示されており、年貢錢納額はこれら「清料」額の集計値を基準に算出されていたと推測され、錢納基準

である「清料」額が実際に通用する「当料」額に換算され、さらにそ

の「当料」額のもとで社納分や未進分の算出など会計処理されたのち、石清水八幡宮への年貢送進が果たされていたのである。⁽⁴⁹⁾

2 錢納基準額の消滅

前節で戦国期、田地は石高、畠地は貫文高、特に「清料」額で評価される事例を見たが、豊臣政権期には從来貫高表示されていた畠地・屋敷にも次第に石高が付され、田地・畠地・屋敷の種別にかかわらず所領全般が石高で表示され、それが知行編成や軍役賦課の際の基礎数値となる状況が全國規模で展開する。すなわち、石高制の成立である。たとえば、筑前国では文禄四年（一五九五）、領国主である小早川秀俊（のちの秀秋）のもとで山口玄蕃頭宗永による、いわゆる太閤検地としての「玄蕃検地」が実施され、その結果領国規模で田・畠・屋敷地全体に石高が設定され、年貢収納のほか知行宛行や軍役賦課の基準とされた。⁽⁵⁰⁾ したがって、こうした石高制の成立に至る過程を、特に錢貨の観点から考察する必要がある。その場合注目されるのは、天正十五年（一五八七）の秀吉による九州平定後に筑前国に入部した小早川隆景の領国内検地および知行宛行・所領寄進に見られる「分古銭」・「分銭古」という文言である。では、それを手がかりに、「清料」から石高成立までの史的展開の一端を明らかにしたい。

筑前国宗像社領では、天正十六年（一五八八）以降、小早川隆景の検地事例が確認されるが、それは宗像社側による指出の形態をとつて

いた。

まず、同年十一月廿一日付けの宗像社家領注進状（小早川隆景家臣桂景種宛）によると、河西郷・曲村・河東郷それについて、田地は面積のみだが、畠地は面積とともに「分古銭」額が記載され、さらに「分古銭」合計がほぼ一貫り三段の割合で田地面積に換算され、忽田数が算出されている。また、翌天正十七年（一五八九）十一月五日付けの学頭秀賀・岡師良秀・忌子千秋連署による社領御検地前一紙目録では、河西郷・曲村・河東郷それぞれの田地に面積とともに「分米」が付され、畠地に面積とともに「分銭古」額が付されている。

このように、小早川隆景による指出検地では畠地の評価額として「分古銭」あるいは「分銭古」が確認できるが、これらはかつて宗像社領の収納基準であった畠分銭の「清料」額をふまえたものと推測される。すなわち、天文廿一年（一五五二）二月十七日付け吉田兵庫助給分坪付注文では、「先吉田兵庫助給_{畠地分}」として、坪付の一筆毎の畠分銭の合計が「清料」額として見えるほか、永禄年間から天正年間にかけて多数残る宗像社領における米錢注進状においても「替物銭」のほか、「田付銭」「検注銭」「御百姓定銭」「浮屋敷銭」「浮畠地銭」などが「公銭分」として「清料」額で記載されている。したがって、所領坪付や年貢米錢注進状における「清料」記載の事実から、実際の収納錢貨が「清料」かどうかはともかく、「清料」額を基準とした年貢錢納の慣行が存在していたことは間違ひなかろう。

さて、前述した指出検地の後に、小早川隆景は筑前国を対象とした

知行宛行や所領寄進を実施する。残された事例は少ないながらも、そ

こには畠地の分銭として「分古銭」表記が確認され、指出検地の成果

をふまえた知行宛行や所領寄進であつたと理解される。すなわち、天

正十九年（一五九一）十二月廿日付けで小早川隆景の奉行人である井

上春忠・手島景繁・桂景種・鵜飼元辰が連署して国貞甚左衛門尉（景

氏）宛てに発給した打渡状⁵⁵によると、筑前国内の糟屋郡・穂波郡内で

二百石余の所領を給与しているが、その際畠地が面積とともに「分古

銭」額で表記され、それがさらに石高に換算されていることがわかる。

また、翌天正二十年（一五九二）にも隆景家臣の手島（景繁）・宗近（長

勝）・高尾（盛吉）の連署によって京都大徳寺の黄梅院に対し、次の

ような寄進状が発給されている。⁵⁶

筑前国那珂郡住吉村之内百石地田畠打渡之事

一 田数拾壱町六段大拾歩

分米九拾八石武斗五升弐合

一畠数七段三拾歩^{屋敷共ニ}

分古銭六百四拾弐文^{但一季分}

為石壱石九斗弐升六合合

合田畠数拾弐町三段大四拾歩

分米百石壱斗七升八合

已上

天正廿年壬辰十一月十五日

手島市介（花押）

宗近新左衛門尉（花押）

黄梅院御納所

高尾又兵衛尉（花押）

すなわち、筑前国那珂郡住吉村の内で百石余の所領が黄梅院に寄進

されており、その際、畠地については面積とともに「分古銭」額が記

載され、しかもそれが石高に換算され、田地の石高と合計されている。

そして、先の国貞甚左衛門尉宛打渡状との黄梅院宛寄進状に共通す

るのは、屋敷も含めた畠地について、いざれも「分古銭」額で示した

あと、それを一貫＝三石で石高を算出し、それを田地の分米と合計し

た石高を知行宛行あるいは寄進の対象としている点である。これは、

畠地や屋敷を評価した貫文高が石高に換算される過程、すなわち「清

料」額を基準とする分銭を前提とした「分古銭」額が石高に換算され

ることで貫文高が石高に転換されていく過程が具体的にわかる点で貴

重である。

このように筑前国では、文禄四年に山口宗永により太閤検地が実施

される以前、小早川隆景によって特色ある石高の設定が行われていた。

同時期、毛利氏領国では領国内全域に惣国検地が実施され、そこでは

畠地・屋敷の分銭が「鍛」（ちゃん）と呼ばれる錢貨で算定され、しか

もそれが一石＝一貫という基準のもとに石高が算出されていた⁵⁷が、隆

景の事例はこれとは基本的に異なる。恐らく、筑前国の現状に鑑み実

施された方法であつたと推測される。

そもそも、畠地や屋敷の分銭が石高のなかに組み込まれていくこと

は、錢納基準額の消滅を意味しており、それは同時に土地評価の価値

尺度が錢貨額ではなく米穀量となつたことを示すものである。戦国期、各地の大名権力は、領国内の所領を面積のほか貫高もしくは石高によって把握し、権力編成を行つた。しかし豊臣政権の成立以降は、石高が権力編成の基本原理となり、それは幕藩体制下においても近世石高制として継承される。このように豊臣政権が貫高ではなく石高を権力編成の basic principle として採用した背景には、当該期における錢貨の通用状況や錢貨に対する信用度合が強く影響していたと見て良い。すなわち、畿内を含めた西日本における売買の支払い手段が一五七〇年頃、錢から米へと急速に転換し、さらに一五八〇年代には米から銀の使用に緩やかに推移したことから、米や銀が主要貨幣となり錢貨が補助貨幣となつたことがすでに明らかにされている⁽⁵⁾が、低品位錢貨の流通への参加により、かつての等価値使用を原則とした錢貨流通秩序が崩壊した状況下では、錢貨に対する信用は格段に低下しており、権力側にとって錢貨（額）を土地評価の価値尺度とすることはもはや適当ではなかつた。それに対し、高い商品価値を持ち、安定した交換媒体として普遍的な価値を持つ米があらためて注目され、錢貨に代わる価値尺度として選択されたものと思われる。そして、豊臣政権によって京升が採用され、その使用が太閤検地等を通じて全国に広まるなか、統一された量制のもと、土地評価は錢貨額ではなく米穀量によるものとなり、ここに石高を権力編成の原理とする石高制が成立したのである。

ただ、豊臣政権期には、太閤検地が実施される過程で、戦国期までに存在した多くの異質な基準額について、個々の大名権力が様々な方

法でその均質化・統一化を試みており、その結果として地域ごとに多様な石高の成立が認められる。したがつて、それら個々の事例についてさらに具体的な検討を加えることにより、貫高制から石高制への転換や、中近世移行期の大名権力による権力編成の問題を解明できるものと考える。

このように、天正十五年の秀吉による九州平定以降、筑前国では新たに入部した小早川隆景によって指出検地および知行宛行・所領寄進が実施されるが、そこでは戦国期の「清料」額をふまえたと推測される「分古錢」なる錢納基準額が確認されるだけでなく、その「分古錢」額が石高に換算される仕組みも検出され、まさに石高制が成立する過渡期を示すものとして注目される。そしてその後、文禄四年の山口宗永による太閤検地の実施により、筑前一帯には土地種別に関係なく一律に石高が導入されるが、それは権力編成のための土地評価が錢貨額ではなく米穀量に転換するという、まさに錢納基準額の消滅を意味するものであつた。

おわりに

筑前・豊前両国の戦国期（一六世紀前半）の史料を検討した結果、当該期すでに「清料」—「和利」—「当料」の概念および通用慣行が存在していたことがあらためて確認された。すなわち、「清料」とは標準錢貨であると同時にそれに基づく額をも意味し、年貢をはじめとす

る収納銭は基本的にこの「清料」(額)を基準としていた。それに対し「当料」とは、もともと「清料」に比べて低品位・低価値の錢貨を意味するとともに、実際の収納・取引の際に授受される錢貨額でもあった。そして「和利」とは、この「清料」(額)から「当料」(額)への換算値であり、収納基準額から実際の通用額が導き出される際の数値として機能した。したがって、豊前国における「和利」も、筑前国と同じ性格の換算値であつて、精銭中への悪銭混入率を示すものではない。

そもそも、こうした概念や通用慣行が生じた背景には、多種多様な錢貨、特に低品位錢貨の流通への参加により、流通錢貨間に品位差に基づく区別が発生し、価格基準となりうる標準錢貨とそれ以外の錢貨に大きく分化したことが挙げられる。本来、一枚が一文で同等に取り扱われるべき錢貨が、その機能と通用範囲において差を生じ始め、人々も社会も次第にそれに順応していく。出現した錢貨表現は地域によって様々であるが、たとえば豊前国の場合、良質で基準錢貨の性格を持つた「清料」のほか、その対立概念としての「悪銭」や「並銭」、さらには通用範囲に因む「国銭」「国並銭」といった錢貨が登場し、これまでが相應の価値を持つて流通・通用したのである。

なかでも良質錢貨である「清料」は、通用範囲がある程度限定される低品位錢貨に比べ、遠隔地交易においても利用価値が高く、それ故に大名権力の精銭獲得意欲をかきたてたが、「清料」の持つ意義は單にそれとどまらなかつた。すなわち、年貢・公事・夫役の代錢納化に

伴い、その額は基準錢貨である「清料」に基づく「清料」額として定額化する傾向にあつたのであり、その意味で「清料」額そのものが賦課徴収の際の基準額として重要な意味を持つようになった。しかし、在地においては、豊前国で検証したように、年貢正税や借銭が「当料」および「当料」額で動く現状があり、低品位錢貨の通用が良質錢貨よりも優位にあつた。そのため、賦課負担関係の基準である「清料」額に、実際流通する低品位錢貨の「当料」額を対応させるための調整値が必要となり、結果として両者を結ぶ換算値「和利」が成立したのである。したがつて、収納基準額「清料」のあるところ、実際の通用額「当料」、そしてそれを算出するための換算値「和利」が必然的に存在するのであり、しかも「和利」は錢貨授受の当事者双方にとって、きわめて関心の高い数値となつた。それは、「清料」基準の錢貨授受において、「和利」そのものが額の多寡を決定づける重要な数値となつたからである。

また、筑前国内の天文年間の種々の収納銭において、「清料」額から「当料」額への換算値が一・五倍で共通していたことが確認された。これは筑前国内の広い範囲にわたつて同じ「和利」数値が適用されていたことを示すものであり、豊前国における「和利」の事例からも、これら数値が本来個々の場で成立するものであつたにせよ、その調整や最終的な決定には広域権力としての大名権力の公儀性が特に期待されたものと推測され、それ故に「和利」をめぐる紛争が発生した際には大名権力にその裁定が委ねられたのである。

さて、錢貨そのものが、領主権力にとつて、流通経済や財政面において重要であったことは言うまでもないが、その錢貨で見積もられた

錢貨額も、権力編成において重要な意味を持つものであつた。広域的な領域支配をめざす大名権力は、権力編成のための基礎数値として定額化し、賦課基準として機能していた「清料」額を掌握して領国支配を展開した。その意味で、田地の石高とならび畠地や屋敷に付された貫文高は、年貢収納や知行宛行・軍役賦課の基準として重要な意味を持つていたが、豊臣政権下において貫文高は石高の中にしていに包摂されていく。具体的には畠地や屋敷の分錢が分米に転換されていく形で推移するが、それは支払い手段が錢貨から米に転換しつつあつた当時の社会経済状況と密接な関係を持つ。低品位錢貨の流通への参加により崩壊した錢貨秩序のもとでは、権力編成のための土地評価の尺度は、錢貨額よりも米穀量の方が優れていた。したがつて、統一升としての京升の出現とその普及による量制の統一化のもと、権力編成の一の原理として石高制が成立し、錢納基準額としての「清料」(古錢)額はその歴史的な役割を終えたのである。

註

- (1) 拙稿「毛利氏領国における基準錢と流通錢」(広島大学文学部内海文化研究施設「内海文化研究紀要」第二〇号、一九九一年)
- (2) 戦国期の錢貨通用や石高の成立については、すでに拙稿「戦国期の貨幣通用と石高の成立」(文明のクロスロード Museum Kyushu 第五一号、一九九六年)

で簡単に展望した。

(3) 「鳥飼文書」。この文書は後掲の「明光寺文書」とともに吉良国光氏によって初めて紹介され、脇山地方の村落構造を示す素材として利用された。同「鳥飼文書・明光寺文書」(『九州史学』第七七号、一九八三年)、「筑前国早良郡脇山地方における村落の形成について—戦国時代を中心として—(附)中世史料集」(福岡市教育委員会編「福岡市埋蔵文化財調査報告書第二六九集 脇山II」、一九九一年)。なお、史料中の一部文字については、原文書により修正を加えた。

(4) 「文明十五年」九月十八日付聖福寺護聖院宛て大内氏家臣連署状(『大宰府太宰府天満宮史料』卷十三)六〇六・六〇七頁所収「聖福寺文書」。

(5) 吉良国光「背振山の所領支配と村落—筑前国早良郡脇山を中心として—」(『九州史学』特集号、一九八七年)。

(6) 「明光寺文書」註(3)と同じ。この史料についても原文書で確認したが、文書中「脇山」の「脇」の字が「横」とも読み、「横山」の可能性もある。戦国期、脇山地方は「横山六十参町」とも称されており、解釈上での差違は生じない。

(7) 「鳥飼文書」天文廿四年三月十三日付執行雷訓宛て鳥飼対馬守俊久出拏米借状・同年三月廿三日付執行雷訓宛て鳥飼対馬守俊久出拏米借状。

(8) 「鳥飼文書」年不詳十月廿四日付田中左衛門尉・鳥飼新兵衛尉宛て法金書状。

註(5)論文参照。

(9) 「鳥飼文書」天文廿四年三月廿三日付執行雷訓宛て鳥飼対馬守俊久出拏米借状。なお、史料年代が大内義隆の没した天文二十年九月以後である場合、厳密には大内氏支配下ではないが、錢納の地域慣行は大内氏時代のものを継承していたものと理解して差し支えなかろう。

(10) 註(1)に同じ。

(11) こうした「清料」表示は、夫料のほかにも種々の錢貨収納においても確認できる。例えば天文廿一年曲淵掃部助次讓状案(福岡市博物館所蔵「青柳種信関係資料」)では筑前国早良郡飯盛村の屋敷三箇所を譲る際、「屋敷錢清料三百文」と見えている。これは、所持する屋敷に対する賦課の「清料」基準額を示すもの

と理解される。なお、「大宰府・太宰府天満宮史料 卷十四」七六三頁所収の同文書では「諸料」とあるが、原文書により「清料」と確認した。

(12) 「九州史料叢書30 安山借屋牒」(九州史料刊行会、一九六二年)

(13) 鏡山猛「中世町割りと条坊遺制(上)」(『史淵』第一〇五・一〇六合輯、一九七一年)・同「同(下)」(『史淵』第一〇九輯、一九七二年)、佐伯弘次「中世後期の博多と大内氏」(『史淵』第一一二輯、一九八四年)など。

(14) 「中世法制史料集 第三卷 武家家法I」所収

(15) 「中世法制史料集 第三卷 武家家法I」所収「大内氏綱書」

(16) 「悪錢」は「清錢」に対する呼称(『大分県史料』所収「永弘文書」一六五三号)であり、やはり「清錢」に対する形で頻出する「並錢」と同様の錢貨であつたと推測される。また、御預錢の返済事例から、「並錢」と「國錢」は同じもの(『同』所収「永弘文書」一六四・二〇一七号)と理解され、特に「國錢」は「國並錢」(『同』所収「小山田文書」一一〇号)と同様に国内レベルで通用する錢貨に因む呼称であろう。なお、「荒錢」は劣悪な形状の錢貨と考えられるが、混入される形で「並錢」として扱われた(『永弘文書』一七七八号)。

(17) 註(1)と同じ。

(18) 「大分県史料」所収「緒方文書」二五号

(19) 外園豊基「中世後期宇佐宮領における在地動向」(『史学研究』第一一二号、一九七一年)

(20) 「緒方文書」三一号

(21) 「緒方文書」一三・一六・一七・二一号と「同」一五号の比較による。

(22) 「緒方文書」四・一・一九号

(23) 「大分県史料」所収「成恒文書」第八卷一・二・三号。なお、屋敷錢も「並錢」額である。

(24) 註(19)と同じ。稻本紀昭「戦国的権力編成の成立—豊前国の場合—」(『日本史研究』第一〇八号、一九六九年)

(25) 「永弘文書」一六九六号

(26) 「永弘文書」一七七八号

(27) 「永弘文書」一八七六号

(28) 「廣島県史 古代中世資料編II」所収「厳島野坂文書」七八・一〇六号

(29) 「成恒文書」第四卷一号

(30) 「永弘文書」一八五三号

(31) 「永弘文書」一五二七号

(32) ただ、「清錢」が錢貨取引からすべて排除されたとするのは早計である。すな

わち、「清料」表記が基準額ではなく、清錢そのものの授受と理解される史料もまた存在するからである。たとえば、永禄五年十月十日付緒万方備後守宛て大畠宏俊譲状における「為祝清料貳貫八百文請取申候」という表現はまさにそれである(『緒方文書』三〇号)。

(33) 段錢は、上毛郡の場合、「緒方文書」二一号で「如郡並差段別八拾文充」とあるほか、「同」二五号でも段別八〇文であることがわかるが、宇佐郡の事例である「永弘文書」二〇九二・二一〇六号の段錢請取状でも、郡は異なるものの段別八〇文で、しかもそれが「清」錢額であることから、豊前国内では段別「清料」八〇文が収納慣行であったと推測される。

(34) 「永弘文書」一二二二・一二一三号

(35) 「永弘文書」一四八一号。なお、「合老貫五百文者清目足 但永樂廿さし」という文言を、「清」錢「貫五〇〇文」「永樂」錢「一〇縕(二貫文)」の換算表現と解釈することも可能だが、大内氏や室町幕府のいわゆる撰錢令の明錢混入規定にみられるように、永樂錢は一定の混入率のもとで精錢として扱われるのであり、また当該期の西国では一縕が永樂錢のみで構成される錢貨群の存在は考えにくいので、右の解釈は採らない。

(36) 「永弘文書」一六〇九号

(37) 銀が通貨として広範に流通・通用する以前(一六世紀前半)は、良質錢貨が遠隔地交易の際の決済手段として高い需要を持っていたものと思われる。

(38) 「永弘文書」一六四一・二〇一七号

(39) 「永弘文書」一六四一号

(40) 藤木久志「戦国期の『撰銭』問題と在地の動向」(『歴史学研究』第三四八号、一九六九年)。なお、同『戦国社会史論』(東京大学出版会、一九七四年)各論II・第三章に「撰銭令と在地の動向」として収録されている。

(41) 「永弘文書」一六五三号

(42) 「大内氏撰書」

(43) 永禄十二年三月の織田信長令以前の、大内氏や室町幕府によって発令された、いわゆる撰銭令は、極端に品位の劣る錢貨の使用を禁止し、永楽・宣徳銭など明銭の一定の混入率のもとでの精銭としての使用を命じたものと理解されているが、そこには在地における低品位錢貨の広範な流通や通用の実態、そして種々の錢納基準としての精銭の性格に対する認識が基本的に欠如している。したがって、低品位錢貨の流通に対する精銭体系の維持という面からも、撰銭令の持つ意味について再検討の余地がある。

(44) 「大分県史料」所収「益永家職掌証文写」一〇五号

(45) 本稿で紹介した大内氏の筑前・豊前両国の事例だけでなく、毛利氏領国内の周防・長門・出雲国では永禄年間に「和利」をめぐる問題が発生し、毛利氏が公権力の立場から裁定あるいは調整にあたった事実が確認される(『防長風土注進案

10 三田尻宰判下』所収「宮市天満宮文書」永禄八年六月三日付毛利氏奉行人連署奉書・『良門國忌宮神社文書』永禄十二年八月十三日付毛利氏奉行人連署奉書・
「大社町史 史料編 古代・中世下巻』所収「六四〇「別火家文書」年次六月十三日付福井景吉書状)。

(46) 福岡市博物館昭和六十二年度収集寄託資料「田村文書」一四四号。なお、「宮崎宮史料」(一九七〇年刊)にも「田村大宮司家文書」一四五号として収録されている。

(47) 「石清水文書(田中文書)」三四(東京大学史料編纂所蔵写真帳六一七一・六二一一七五—三四)一~四頁所収文書。『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之二(田中家文書)』五七三号文書を写真帳と見比べたところ、三箇所の「請料」

がすべて「清料」であることが確認できた。

(48) 土地評価額としての「古銭込」から種々の控除を行い、「わり」換算による額を流通銭「銀」で収納する事例が文禄年間、備中國小田郡神島で確認される。註

(1) 論文参照。

(49) 天文十九年十一月十日、内任主税允なる者が入部庄大官司助五郎に対して、「早良郡警固村千葉殿様御知行三町之内」の「蔵田」という在所を永代売却している。その際、「彼在所土賣之事」として「当料錢參百六十弐文納申候」という文

言があり、これは当時筑前国内で年貢錢納が「当料錢」で行われていた事例を示すものとして注目される(東京大学史料編纂所蔵写真帳六一七一・九一―三七「氏里文書」)。

(50) 拙稿「小早川秀秋の筑前支配と石高制」(『九州史学』第一一七号、一九九七年)

(51) 「宗像家文書」(『宗像市史 史料編 第三巻 近世』所収)

(52) 「宗像家文書」

(53) 「吉田公一文書」(『宗像市史 史料編 第二巻 中世II』所収)

(54) 「増福院文書」「嶺文書」(『宗像市史 史料編 第二巻 中世II』所収)。永禄十年・天正八~十四年の山田村・内殿郷・曲村・本木郷の御米錢注進状で「清

料」記載が確認される。

(55) 『萩藩閥閥錄遺漏』巻二の二国貞平左衛門 36

(56) 東京大学史料編纂所蔵影写本三〇七一・六二一一一一「黄梅院文書」

(57) 註(1)に同じ。

(58) 浦長瀬隆「六世紀後半西日本における貨幣流通―支払手段の変化を中心として―」(『ヒストリア』第一〇六号、一九八五年)

【付記】本稿の概要は、一九九九年度広島史学研究会大会日本史部会で報告した。また本稿は、平成十~十三年度文部省科学研究費補助金

基礎研究（C）の研究成果の一部である。

（一九九九、一二、一成稿）